

奈良県県土マネジメント部「週休2日試行工事」実施要領

(目的)

第1

本要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けて、現状の課題を把握するために試行する「週休2日試行工事」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2

週休2日試行工事の対象は、県土マネジメント部において発注する土木工事とし、特記仕様書に明記された工事とする。

ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、維持等の総価契約工事及び供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事は除くものとする。

(用語の定義)

第3

「週休2日」とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「対象期間」とは工事着手日から完成通知日までの期間をいう（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。

「現場閉所」とは、巡回パトロール及び保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合、並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所として取り扱えるものとする。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

「4週8休以上の現場閉所」とは、現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{\text{対象期間（日）}}$$

「工事着手日」とは、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日をいう。

「完成通知日」とは、工事完成通知書の提出日をいう。

(対象工事である旨等の明示)

第4

- (1) 発注者は、週休2日試行の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休2日試行の対象工事である旨を記載するとともに、週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合には、現場閉所の状況に応じて減額変更の対象となる旨を記載するものとする。(別紙1参照)
- (2) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。
- (3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施内容)

第5

週休2日試行の対象工事において、週休2日の実施内容は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事着手日までに週休2日の実施の可否を工事打合簿(別紙2)により協議する。

受注者は、週休2日を実施する場合、工事打合簿(別紙2)の提出に併せて週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

受注者は、週休2日を実施しない場合、次号から第5号に係る対応は不要となる。
- (2) 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(別紙3)(月単位を原則とする。以下「計画書」という。)を作成し、当初月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書(別紙4)(以下「実績書」という。)を計画対象月の翌月に速やかに(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)発注者に提出し確認を受けるものとする。
- (4) 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日試行の対象工事である旨を明示するものとする。(別紙5参照)
- (5) 受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。
 - 1) 工事現場において週休2日試行の対象工事である旨を明示した(別紙5参照)ことがわかる写真等
 - 2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌等)

(費用の計上)

第6

発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

(工事成績評定)

第7

発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が第5条第1項に基づき、週休2日の実施を選択し、4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点を行わない。

(アンケート調査及びヒアリングの実施)

第8

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。(様式A参照)

附則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年10月 9日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年 8月 1日から施行する。